調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類

届出に係る () 調	制剤基本料 1	()	調剤基本料	1 (特例除外)	
調剤基本料の区分	周剤基本料 2				
(いずれかに〇を) () 訓	周剤基本料3		ş		
() 訓	間剤基本料 4	()	調剤基本料	4 (特例除外)	
	周剤基本料 5				
1 届出の区分(該当する項目の□に「レ」を記入する)					
口新規指定に伴う新規届出(遡及指定が認められる場合を除く)					
指定日(年月日)					
口新規指定に伴う届出(遡及指定が認められる場合)					
口調剤基本料の区分変更に伴う届出					
口その他()					
	所属するグルース	ਜ <i>਼</i>			
	/名()	
ループ内の1月当たりの処	せん受付回	回数の合計((1)		
方せん受付回数の合計		(ı	回)
3 特定の保険医療機関と不動	上 1産の賃貸借取引			-	
の有無(いずれかに「レ」を記入)			□ある	口ない	
4 全処方せんの受付回数並びに主たる保険医療機関に係るものの受付回数及びその割合					
期間: 年 月 ~	年 月 (ヶ月間②)			
全処方せん受付回数(③)					回
うち、主たる医療機関に係る処方せん受付回数					回
(4)					
集中率 (④/③) (%) (⑤)				%	
5 前年4月1日から9月末日				%	
6 特例除外の該当の有無		□あり	(様式84の	2の添付必要)	口な
		L			
(参考) かかりつけ薬局の基準	□あり	(100分の5	0により算定)		
業務を行っていない薬局への	□なし				
※調剤基本料の区分については、以下に基づき判定し、該当する区分に〇をつける。ただし、					
実績が判定されるまではそれぞれの項目について、該当しないものとして取り扱う。 なお、					
上記6の特例除外に該当する場合は、表の「特例除外」の欄の該当する区分に〇をつける。					
(1) ①が 40,000 回を超えている→ (2) へ					
該当しない→(3)へ					
(2) 次のいずれかに該当する →表中(Ⅲ) へ					
ア 3の「ある」に「レ」が記入されている					

イ ⑤が 95%を越えている

該当しない → (3)へ

(3) 次のいずれかに該当する→表中(Ⅱ)へ

ア ③が[②(月数)×4,000]を超えており、かつ、⑤が70%を越えている

イ ③が[②(月数)×2,000]を超えており、かつ、⑤が90%を越えている

ウ ④が[②(月数)×4,000]を超えている

該当しない→表中(I)へ

表

	妥結率(⑥により判断)			
	50%超	50%以下		
(I)	調剤基本料 1	調剤基本料 4		
(11)	調剤基本料 2	調剤基本料 5		
(Ш)	調剤基本料3	特別調剤基本料		
		(本届出不要)		
特例除外	調剤基本料 1	調剤基本料 4		
	(特例除外)	(特例除外)		

[記載上の注意]

- 1 「1」については、新規指定(遡及指定が認められる場合を除く。)の場合は、指定日の属する月の翌月から3か月間の実績から、調剤基本料の区分が変更になる場合は届出が必要になることに注意すること。
- 2 「1」については、「その他」に「レ」を記入した場合は、理由を記載すること。
- 3 「1」については、平成28年度改定に伴い最初に届け出る届出の場合は、「その他」に「レ」 を記入し、「平成28年度改定に伴う届出」の旨を記載すること。
- 4 「2」については、グループ内で統一したグループ名を記載すること。また、1月当たりの 処方せん受付回数の合計は、当年2月末時点でグループに属している保険薬局の③/②の値(小 数点以下は四捨五入)を合計した値を記載すること。なお、グループに所属していない保険薬 局の場合はグループ名に「なし」と記載すること。
- 5 「3」については、特掲診療科施設基準通知の別添1第88の1(7)により判断する。
- 6 「4」については、処方せんの受付回数は次の処方せんを除いた受付回数を記載すること。
 - ア 時間外加算、休日加算若しくは深夜加算又は夜間・休日等加算を算定した処方せん
 - イ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は在宅患者緊急 時等共同指導料の基となる調剤に係る処方せん
 - ウ 居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費の基となる調剤に係る処方 せん
- 7 「5」については、前年10月に地方厚生(支)局に報告した妥結率を記載すること。 なお、新規指定に伴い妥結率の報告が不要とされている場合は、その旨を枠内に記載す ること。
- 8 「6」については、特例除外の施設基準に係る届出を行った場合は「あり」に「レ」を 記入する。また、様式 84 の 2 を添付すること。
- 9 「(参考)」については、調剤基本料の注3の規定に該当する薬局の場合は「あり」に「レ」を記入する。なお、平成29年2月末までは本欄への記載は要しない。